

広島県立

もんじょかん

文書館だより

HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

NO.31

2008.1



左は「災害救助法適用一件（北川丸）」と災害救助法発動の起案文（当館蔵）
右上は座礁した佐木島沖の寅丸礁附近と事故後建てられた標識塔（現灯台）
右下は事故後引揚げられた第五北川丸（広島地方海難審判庁提供）



海難事故の記録―第五北川丸沈没遭難事故と行政文書―

戦後広島県で最大の犠牲者を出した海難事故が「第五北川丸沈没遭難事故」である。昭和三十二年（一九五七）四月十二日、定員八四名の木造老朽船に耕三寺の花見客など約二三〇名（一説では二二九名）が乗船、瀬戸田港から尾道港へ向かう途中、見習甲板員の操船で三原市佐木島沖の暗礁に接近、驚いた船長が急な舵を切ったため、底部座礁後傾斜し転覆した。急な沈没や乗客多数による混雑で逃げ遅れた者が多く、また花見客の着物も遠因となり死者は一三名に及んだ。

「災害救助法適用一件（北川丸）」は、この海難事故に関わり広島県厚生課が災害救助法（昭和二十二年法律第一一八号）に定められた陸上の救助事務を行った記録（行政文書）である。海上の救助は水難救護法の範囲とされる。

事故現場の三原市は災害救助法適用を県に申請、県と国の協議により同法が適用され、避難所の設置、炊出し、服の給与、医療、埋葬、応急救助など陸上の救助が行われた。

約三倍の人員を過載しての事故であったため船客傷害賠償保険金が支払われず、県は政府へ補償を要望した。保険金支払い問題は社会問題化し、保険会社の見舞金と船会社の補償金で決着した。

この事故では多くの民間人が自前の船などに被災者を引揚げ、応急の措置を取り、多数の人命を救っている。県は救助協力者を表彰するため調書の作成を三原市と尾道市に依頼した。

以上のように、この行政文書には災害救助法適用の他に、遺族への補償や援護、犠牲者の法要や慰霊碑の建設、救助協力者の調書と表彰などの文書も綴られ、本来の業務を超えて様々な対応を県が行ったことがわかる。また、事故の経過も詳しく知ることができる。

当館が所蔵する災害救助法関係文書のうち海難事故を適用した文書はこれが唯一である。同法関係文書は現在担当室の長期保存文書とされているが、当時は厚生課（のち社会課）の十年保存文書であり、廃棄以前に選別されたため、当館に保存された。

海難事故の記録には検察・警察の記録のほかに、運輸省（現国土交通省）の外局で海上救助などを担当する海上保安庁や事故原因を究明する海難審判庁の記録などがある。

重大な海難事故であったため、裁決書原本（三〇年保存）及び事件記録簿（関係者の証言・証拠、検査・審判調書等、十年保存）が広島地方海難審判庁で現在も保存されている。（数野文明）

広島県立文書館収蔵文書展

「開発の時代―広島県行政文書一九五五―一九七五―」によせて

広島西港区（出島）の埋立工事

今年度の収蔵文書展は、「開発の時代―広島県行政文書一九五五―一九七五―」と題して、平成二十年三月二十四日から六月十四日まで開催します。

昭和三十年代から四十年代にかけて日本列島は開発ブームに沸き、人々の暮らしや地域の景観がわずか二十年の間に大きく変貌します。今回の展示では、その諸相を広島県の行政文書により跡付けます。ここで紹介する広島港西港区（出島）の埋立もその一齣です。（安藤福平）

西港区（出島）埋立工事 中小企業の団地造成のため昭和三十六〜四十年間に実施。事業規模は約六七ヘクタール、一六億五〇〇〇万円。なお、これに先行して東港区（仁保沖）の埋立が昭和三十三年〜三十八年度に実施され、東洋工業の新工場建設用地となりました。

ここで紹介する行政文書は、開発課「広島港西港区埋立工事写真」（昭和三十八年度）というタイトルで、中身は写真を貼り付けたスクラップブック八冊です。うち七冊には作成者が「広島県広島港事務所」であることが示され、「昭和38年度 西部土地造成事業 西港区埋立工事写真帳（20万坪埋立）」というタイトルと各冊のサブタイトルが記されています。各サブタイトルは、「全体」「仮柵工（木柵）」「NKK簡易矢板護岸」「南護岸」「旧砂防堤高上護岸」「浚渫及埋立工」「臨港道路」と墨書してあります。残る一冊は「東護岸」「玄道高穂」という印判が押されています。当時、広島港事務所に勤務していた玄道高穂氏にインタビューしたところ、東港区（仁保沖）の埋立工事写真と判別しました。



南護岸 栗石（基礎石）の投入（上）と積み上げ（下）



矢板護岸 鋼板を立込み（右）、打ち込んで護岸とする。奥の方は打込完了、手前の高い方は立込のまま（左）。



浚渫土による埋立て 浚渫船（右） 浚渫土の埋立地内への放出（中） 放出後、ブルドーザーにて押し、整地（左）



広島西港区埋立予定地全景 「南護岸」「矢板護岸」「浚渫区域」「埋立区域」「臨港道路」などが記され、それぞれの位置関係がわかる。



臨港道路 山土の搬入（中）ブルドーザーによる均し（左）

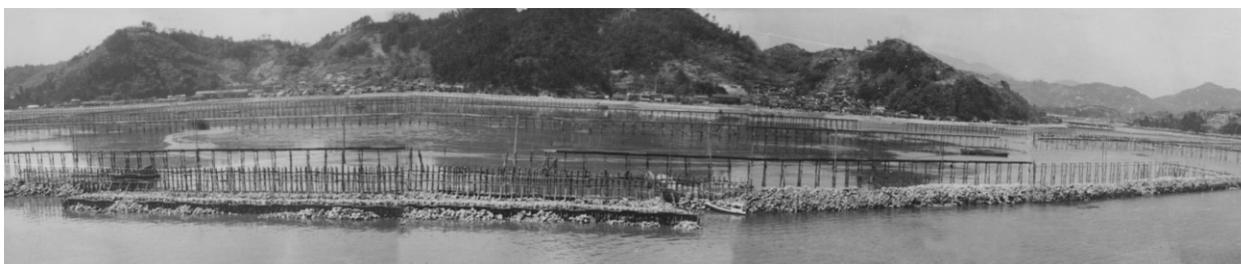
埋立用の山土採取現場（向洋）



浚渫及び埋立工の昭和 38 年 8 月現在出来高

広島東港区（仁保沖）埋立工事

（上）東港区埋立予定地全景（向洋方面から撮影、右の山が仁保、左後方細長い島影が元宇品、三角錐の山が似島、その手前が金輪島）（下）沖側から撮影（右）東護岸の工事



【寄稿】

「ニューカレドニアの日系人」展と平賀家文書

写真作家、成安造形大学准教授 津田睦美

ニューカレドニアの日本人移民 私がニューカレドニアの日本人移民史を本格的に調査し始めるようになったのは、二〇〇三年夏、アーティストとして、チバウ文化センター（ヌメア、ニューカレドニア）の滞在制作プログラムに招聘されたことがきっかけだ。この時初めて、一〇〇年以上前にニッケル鉱夫としてニューカレドニアに渡った日本人の末裔が、今も島にいることを知った。

最初の移民は一八九二（明治二十五）年に旅立った熊本県からの六〇〇名で、鉱山のあるチオに到着してまもなく、労働条件の不服などからストライキを起した。この騒動と移民に対する人種差別法などが原因となって、しばらく日本からの移民が途絶えることになる。しかし、一九〇〇（明治三十）年には労働条件が見直され、移民が再開した。一九〇〇年―一九一八（大正七）年の間にニューカレドニアに出稼ぎにいった日本人は五五七五名、広島からは六八七名である（小林忠雄著『ニューカレドニア島の日本人』一九七七、カルチャー出版社、二七七頁）。

五年の契約期間を全うして日本に帰国した初期の移民にくらべ、第一次世界大戦のあおりで不景気の余波をまともに受けた移民は、鉱山会社に給料を払ってもらえず失業する人が続出した。貨幣価値も下がり、日本に戻りたくても戻れない状況になった。

しかし、一九四一（昭和十六）年、太平洋戦争が勃発すると、自由フランスは敵国人となった日本人一三四〇名を即刻逮捕した。その内、帰化しているか、仏軍に従事する息子がいる人はヌーヴィルの収容所に、それ以外はオーストラリアの強制収容所に移送した。その後、一九四二年、一部が日英捕虜交換船で、残りは一九四六（昭和二十一年）年に光栄丸で日本に強制送還された。

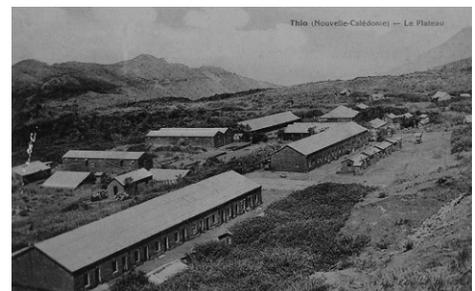
一方、日本人の父と現地人の母の間に生まれた子供達（二世）は、収容されることなくそのまま島に残り、ほとんどがこの時を境に日本人の父親と生き別れになった。一家の大黒柱を失い、父親の財産をフランス政府に没収された子供達は、母親とともに辛酸をなめる厳しい時代を過ごすことになる。

ニューカレドニアの日系人展 二〇〇六年、三年越しの調査と撮影をまとめ、チバウ文化センターで最初の「FEU NOS PERES ニューカレドニアの日系人」展（津田睦美展）を開催した。「FEU NOS PERES」はフランス語で「私達の亡き父」という意味だ。つまり本展のテーマは、二世が抱く日本人の父への追慕である。

日系二世は、日本人の血を引くというだけで差別と侮蔑の対象となった長く辛い沈黙の時代をようやく語り始めた。生活が安定し、自分達が高齢化するにつれ、次の世代に語っておきたいと思うようになったからだろうか。日本から突然やってきた日本人である私が、フランス語で直接インタビューしたことに心を許してくれたからだろうか。

主役となった二世は、この展覧会をとおして自分達の尊厳を取り戻す機会を得たと言う。誇らしげにオープニング会場に島中から集まった二世の姿を、観客は、彼らが被写体となった私の撮った写真と比べて見ていた。そして、その人数の多さに驚いたことだろう。

ニューカレドニアは、フランスの流刑地という過去を持つとともに、ニッケル鉱山の開発にともなって多種多様な移民を受け入れてきた。しかし、宗主国フランスは、長く彼らに自分達の島の歴史や文化を学ぶことを許さなかった。独立紛争を経て、自分達の発言の場を求めるようになったカレドニアの人々は、先住民



チオのニッケル鉱山宿舎
Raymond Magnier 所蔵

族カナツクの歴史に続いて、島の発展に尽力してきたアジアやアフリカ諸国の移民のことを知る必要性を感じていた。そういう意味で、チバウ文化センターで開催されたこの展覧会は、他の民族にさきがけ、フランス政府が日本人の存在を認めたとと言えるかもしれない。

このほとんど知られていない日本人移民のこと、そしてニューカレドニアにその末裔がいることを日本でも多くの人に知ってもらいたいと思った。こうして、ニューカレドニアの地方都市三カ所で大規模展を終えた後、二〇〇七年には日本国内の六会場（横浜、福岡、鶴岡、京都、広島、沖縄）で展覧会を開催した。平賀家文書との出会い 広島県立文書館を初めて訪れた時のことは今もよく覚えている。一九九五年以降、「原爆」をテーマに写真作品を制作していた私は、広島を年に数回訪れていた。

二〇〇四年夏、空いた時間に立ち寄った文書館の窓口で、なんの期待もなく、「ニューカレドニアの戦前移民について史料がありますか？」と尋ねた。その時対応して下さったのが安藤福平副館長で、広島県の移民史を執筆された方だということを知った。

安藤副館長が収蔵庫から出して来てくださったのが平賀家文書だ。それは、広島、岡山からニューカレドニアに移民を送り出した日本吉佐移民会社（後の東洋移民合資会社）の代理人をしていた土肥積、平賀迅夫が残した関係書類だった。

あちこちの移民母村で関係資料を探していた私は、予期せぬ宝の山に驚いた。そして、毛筆で丁寧に書かれた当時の書類を手にとって眺めながら、片思いの相手に心が通じたような気分になった。移民名簿には、私がニューカレドニアで出会った日系二世の父親の名前もあり、あの島とこの書類が繋がっていると思うだけで感無量だった。

平賀家文書は、広島県賀茂郡黒瀬町上保田の平賀陸雄氏が所蔵し、現在は文書館に寄託されている。一九〇二（明治三十五）年土肥積の死後、広島県の移民会社代理人を務めた平賀迅夫（土肥積と親戚）に業務が引き継がれ、そのまま史料は平賀家に保存された。

児玉正昭氏（現鈴が峯女子短期大学学長）は、その特徴を「移民保護法制定以前の移民会社と移民募集の実態を語る貴

重な史料」、「移民渡航地が、クインズランド、フィジー島・ガードループ島・ニューカレドニア島など比較的知られていない地域の史料が多いので、移民研究史上未開拓の分野の解明に貢献しうる史料ともいえる」とその著書『日本移民史研究序説』（一九九二、溪水社、二九二～二九四頁）の中で述べている。

安藤副館長は言った。「史料が残された理由を考える必要があります。この旅券や書類は渡航を断念した人のもので、移民会社が本人に渡さなかったため史料がここに残ったのかも知れません」。

まささらな状態で残っている何枚ものパスポートや移民会社との契約書、それは、何らかの理由で旅立つことを断念した人達のものなのだ。ニューカレドニアまで辿り着くだけでもたいへんなのに、そこに家族を残した人達がいる。それは、現在ふたつの島を簡単に行き来している私には、想像を越えた話だった。

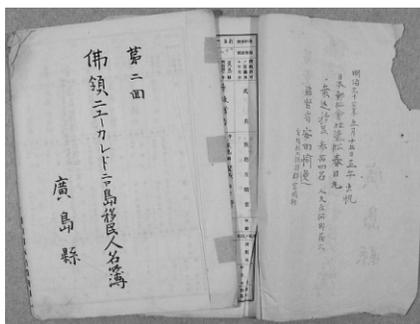
移民を世界中に最も送り出している広島県での展示を考えていた私は、その場を文書館に提案した。

広島県立文書館での展覧会 二〇〇七年十一月五日から十二月二十五日まで開催された広島展は、文書館の特徴を生かし、展示ケースを活用した資料中心の展示にし、時系列にそって、ニューカレドニア、日本、オーストラリアで収集してきた史料、写真、モノ（遺品）などを視覚的にわかりやすく配置した。また、文書館が

所蔵するニューカレドニアに関する平賀家文書をまとめたかたちで見せた。

展示は、最初の移民が出発した「二八九〇（明治十三）年ごろの神戸港の写真（上野彦馬撮影、長崎県立文化博物館所蔵、複写）」に続いて、「移民要請にまつわる榎本武揚外務大臣とル・ニッケル社の代理人ルチエール代表の往復書簡（外務省外交史料館所蔵、複製）」から始まる。そして、平賀家文書から、「東洋移民合資会社から土肥積宛に移民再開にあたっての募集依頼の通知」、「移民応募心得証」、「移民会社との契約書」、「旅券」、「移民名簿（第一～七回）」、「移民取り消し願と診断書、旅券下付願・契約書など綴」、「渡航支度貸付金元利返済の送金領収証」、「仕送り金受領の委任状」を展示。

続いて、ニューカレドニアでの日本人の生活を紹介します。具体的には、鉦山の絵葉書、カレドニア広島県人会の帝国陸軍への寄付に対する陸軍からの礼状、日本人



移民名簿（当館寄託・平賀家文書）

が経営する商店の納品書など。

さらに、日本人逮捕からオーストラリア収容、引き揚げまでを紹介。ヌーヴェルの収容所で日本人が作成した日米戦記念プレート、オーストラリア強制収容所で交わされた手紙、収容所生活を想像させる日本人が作成した道具や風刺画、収容登録証、移民の手記、没収財産のリストなどである。

今迄誰も手をつけてこなかった歴史だけに、展示しているモノや資料のほとんどが筆筒の奥深くに眠っていた個人コレクションだ。

壁には、展示台の資料と連動させた私の写真作品がかかる。現在の二世（広島と岡山県出身者）の肖像写真、鉦山跡の風景、豪強制収容所跡のカラー写真だ。

こうした、時代、質感、性質の異なるすべてのものが互いに呼応し、当事者のいなくなった移民史を語りかけてくる。



ソフィ（二世）とその家族
ヌメア 2003 津田睦美撮影

日系二世の来日 広島展でのオープニングにあわせて、ニューカレドニアから比婆郡出身の故中村音次郎の子供達、クロディヌ(次女)、ソフィ(四女)、ギィ(次男)が来日した。三度目の来日となるソフィの案内で、初めて父親の故郷を訪れ、先祖の墓に参ったクロディヌとギィ。同行してきた音次郎の孫娘にあたるギィの娘は、その墓前で号泣したという。

百年近く前にニューカレドニアに渡って来た父親の郷里や先祖は、彼らにとって何を意味するのだろうか。

ソフィは言った。「父は帰化していたので追放されることなくカレドニアで生涯を終えた。しかし、日本に戻っていた方が本当は幸せだったのかもしれない。」

東京からは、一九一〇(明治四十二年)に広島から出稼ぎに行った故津島今市の娘、洋子が、兄の明光と一緒に駆けつけてくれた。彼らはニューカレドニアで日本人の両親の間に生まれ、両親と共に豪タツラ強制収容所に抑留された。ここ



文書館で記者の質問に答えるソフィ

で大人達の心配をよそに、安全で食べるものに困ることなく、日本語を学びながら、楽しい子供時代をおくった。多民族国家から突然日本人だけの社会に飛び込むことになった四年にわたる収容所生活は、引き揚げ前の準備期間だったと言えるかもしれない。

展覧会をとおして出会った三か国にまたがる多くの人々は、いつのまにかひとつの家族になった。それは、移民史が遠い過去の物語ではなく、現在に繋がる家族の物語であるという証拠ではないだろうか。

調査と同時進行で開催してきた「[E]C[NOS PERES]」という展覧会はこれで一段落する。これからは、集めた資料や二世の聞き取りを、ひとつひとつ丁寧にみなおしたい。そしてまたこの移民史を、あらたなかたちで紹介していきたいと思う。それが、長い間協力して下さった多くの方への恩返しになるだろう。

(文中敬称略)

展覧会公式ホームページ

<http://www.fcu-nos-peres.org/>

平成十九年度広文協・県立文書館共催行政文書・古文書保存管理講習会

昨年十一月二十八日(水)、県立文書館研修室で保存管理講習会が開催されました(参加者は二六機関二七名)。



紙の劣化状態を画像で説明する金山正子氏

■講演会

アーカイブを後世にのこすために今何が必要かー記録資料被害の早期発見と対処法ー 財団法人元興寺文化財研究所 記録資料調査修復室 金山正子

■報告

行政文書・文化財書庫環境の改善と燻蒸の現況 広島県農業株式会社 文化財虫菌害作業主任者 竹中宏樹

午前の講演会では、和紙や洋紙にみられる劣化症状と、保存状態調査の手法、環境による被害の早期発見と初期段階での対処法、修復技法の選択と適用事例などについて説明していただきました。

午後の報告では、空調設備がなくても、書庫や保存箱の環境を気遣うことで文書の劣化を防ぐ手法、カビの発生しやすい環境とその予防対策、総合的害虫管理(IPM)に移行するには日常的にどのような注意が必要かなど、特に収蔵環境の間

題について説明していただきました。午前・午後とも、豊富な画像で具体的な事例が紹介され、わかりやすく好評でした。

広文協から

■平成十九年度第一回研修会

九月二十六日(水)、県立文書館研修室で二二名(一四機関)が参加して開催されました。テーマは「簡易な資料補修」でした。

まず、国立公文書館作成のDVD『国立公文書館における資料修復』を学習し、久保隆史氏(広島歴史資料ネットワーク代表)からコメントしていただきました。つづいて久保氏の指導・助言により、参加者全員で、身近にある道具や入手可能な材料を使って、簡易な修復(文書の埃払いと公文書や地図の繕い)の実習を行いました。



補修する部分に筆で糊をつける参加者

他館の紹介〜茨城県立歴史館

茨城県立歴史館は、明治百年を記念して水戸農業高校跡地に昭和四十九年（一九七四）建設された。同館は日本のアーカイブズ草創期から活動してきた、「老舗」の文書館である。

水戸市偕楽園公園の一角に立地する、約七万二〇〇〇㎡の敷地には落葉樹の並木道が広がり、県指定文化財の旧水海道小学校本館や茂木家住宅などが移築されている。訪れる市民も多く、鮮やかな紅葉は文化財と調和する。

館の施設には、延床面積約八四〇〇㎡の本館（写真①）と考古取蔵庫、民俗取蔵庫、一橋徳川家記念室（一橋徳川家の美術品や文書類を保存、昭和六十二年開室）、及び行政文書を保存する文書整理保管庫（写真②）がある。同館は博物館機能、文



写真① 茨城県立歴史館の本館



写真② 行政文書が搬入され整理・配架される「文書整理保管庫」

書館機能をもつ複合館であり、多彩な資料の保管施設を別棟で備えている。

茨城県立歴史館は正職員三三名嘱託員一五名を擁する大規模館である。運営は管理部（管理と教育普及担当、職員一〇名・嘱託十二名）、史料部（古文書と行政文書担当、職員一〇名・嘱託三名）、学芸部（考古・民俗・美術工芸担当、職員八名）の三部に別れ、文書館機能は史料部が担当している。史料部は平成八年（一九九六）まで県史編さん事業も担当し、事業終了と共に現在の歴史資料室と行政資料室に改組された。

歴史資料室は、古文書の整理・活用を担当し、『茨城県立歴史館史料叢書』や『茨城県史研究』、『史料目録』を刊行している。行政資料室は行政文書の整理・活用を担当し、『行政文書目録』六冊、『議会刊行物目録』五冊を刊行、六万七千点余の行政文書を管理する。



写真③ 文書整理保管庫内の廃棄予定文書ダンボール約1400箱。これ以外にも随時移入する文書や年度末収集文書が数百箱ある。

茨城県では昭和三十三年（一九六四）から始まる県史編さん事業を背景に、昭和四十四年（一九六九）から県庁の廃棄予定文書の収集が始められた。これは全国的にも早期の事例である。現在では廃棄予定文書（同館では非現用行政文書）が定期的に文書整理保管庫に搬入される。今年も例年同様ダンボール約一四〇〇箱（一箱一〇冊として一万四〇〇〇冊）に及ぶ廃棄予定文書が運ばれた（写真③）。そのうち、庶務的文書など不要な文書が県庁内で選別され赤いシールが添付される（第一次選別）。それらを含む全ての文書は同館に移され、そこでもう一度選別され（第二次選別）、約二割の文書が残される。それらの有期限文書は、作成年次・課毎に整理され、表題が付され、製本化される。その数は年間約三〇〇〇冊に及ぶ。四人の



写真④ 製本化された行政文書（上）と補修作業（下）

女性職員が、作業の中心である（写真④）。文書公開は作成後三〇年とされ、一万八七〇〇冊の行政文書が公開されている。これらは目録化され、インターネット及び館内パソコンで検索可能である。

今年も、歴史資料として重要な公文書等の保存を自治体の責務とした「公文書館法」成立から二十一年目に当たる。同法成立に尽力した故若上二郎参議院議員は茨城県知事であった。そのお膝元の文書館として同館は行政文書の移管整理・保存活用について地道に実績を重ねてきた。最近では平成十一年（一九九九）の県庁移転時に各課から廃棄予定文書約六〇〇〇箱を確保した。また文書主管課を通じて廃棄される文書以外の廃棄文書についても年度末に県庁舎内で収集している。各課へのチラシ配布などを行い、「ゲリラ」的にも行政文書を集めていく姿勢は、「老舗」文書館としての底力といえるだろう。茨城県の歴史博物館として市民に認知される同館であるが、県庁文書を保存・活用する文書館としての役割も十分に果たしている。（数野文明）

《閲覧室から》
古文書についてのあれやこれや

尾道市 半田堅二

早いもので、古文書を習い始めて、もう五年になります。初めは初心者用の本を買って、一人で何回も繰り返し読んで、暗記していました。この頃が一番大変な時だったと思います。郷土の歴史が分かる訳でもないし、なかなか覚えられないし、ものになるのかどうか分からないし、そのうち、知人の紹介によって、大田庄歴史館の「古文書を読む会」に入会し、国正先生（私の目標の先生）の指導による小世良村の能美家文書を勉強するようにになりました。それで、だいぶ古文書に慣れてきた頃、当時の最終目標である、自分で郷土の古文書を読もうと、一大決心をして広島県立文書館に、新幹線で乗り込んで行ったのです。この時は、



「尾道のええじゃないか」と半田さん
(於「工房おのみち帆布」 11/1～7)

今まで習ったことが通用するのか、不安でした。

文書館の先生は丁寧で、文書館のルールや尾道の所蔵古文書の解説等をして下さいました。そして初めて、尾道の江戸時代の豪商橋本家文書の中から、我が郷土津部田浜塩田の売り渡し証文を見て、「読める」と思った時には感激しました。完全に読めたわけではないので、その場ですぐ分かる所を書いて、文書館の先生に訂正してもらいました。これは今でもしています。帰ってきて、友人をつかまえて喋っていたら、「宝の山を見つけたみたいだねー」と言われ、「ああそうなんだ、私にとっては文書館は宝の山」と、その時には思いました。それは冷静に考えれば、私だけの宝ではなく、皆にとっても宝の山でした。石見銀山の銀を運送する文書を見つけた時にも、「これはすごいものがあつた」と思いました。尾道郵便局ロビーに展示した時には、中国新聞の記事にもしてくれまし、何よりも、石見銀山がその後世界遺産になりました。銀を運ぶ尾道ルートは、江戸時代の初めから終わりまであったことが、最近文書館の史料を調査して分かったのです。これもまた、尾道の人にとっては郷土の誇りだと思います。

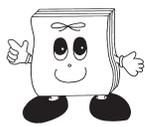
思うように探し当てられない文書は、初めから探している本因坊秀策の文書です。橋本家との繋がりはあるように伝えられているようですが、戒名しかあ

りません。気長に探そうと思っています。文書館には、すでに尾道市関係の文書だけで、私が死ぬまで読んでも読みきれない量の文書があります。ですから、私の楽しみも尽きることは無いと思っています。いつまでも元気に、県立文書館通いが出来れば幸いです。

文書館の資料を地元で

今年度は、県立文書館の収蔵資料を使った展示会が尾道市内で連続して開催されました（おのみち歴史博物館「尾道豪商の世界―加登・灰屋を中心に」、尾道商業会議所記念館「尾道あ・ら・か・る」と通信と鉄道」など）。

当館では、県内各地から受け入れた収蔵資料を本来の出所地である地元で展示する取り組みを、少しずつではあるものの継続して行っています。これらの展示を通じて、各市町で歴史的な文書への関心が高まり、その保存活用に向けた動きが少しでも活発化するよう、支援・協力していきたいと考えています。



利用案内

■開館時間

*月～金曜日 9時～17時
*土曜日 9時～12時

■休館日

*日曜日、国民の祝日及び休日
*年末年始(12月28日～1月4日)

■交通

*JR広島駅からバス(ベイシティ経由広島港プリンスホテル方面行き)で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車(紙屋町経由広島港行き)で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第三十一号
平成二十二年一月三十一日発行
編集発行 広島県立文書館
〒七三〇-〇〇五二
広島市中区千田町三丁目七-四七
電話 〇八二-二四五一八四四四
FAX 〇八二-二四五-四四四一
ホームページ <http://www.pref.hiroshima.jp/soumu/bunso/monjokan/index.htm>
印刷 東光印刷株式会社